

2019年10月1日から使用料が、下記に変わります。

七尾市条例「石川県能登島ガラス美術館条例」

別表第2(第15条関係)

特別観覧料

(単位:円)

区分		単位	金額
写真 原板 使用	出版物等への掲載を目的とする場合	原板1枚につき	3,000
	その他の場合	原板1枚につき	400
写真 撮影	出版物等への掲載を目的とする場合	1点につき	4,000
	スライド作成を目的とする場合	1点につき	3,200
	その他の場合	1点につき	500
映画撮影		1点につき	6,100
テレビジョン撮影		1点につき	6,100
模写		1点につき	2,000
模造		1点につき	2,000
熟覧		1点につき	500

備考

- 1 原則として美術品1個を1点とする。
- 2 写真撮影については、美術品1個につき、同一状態でのシャッター作動3回までを1点とする。
- 3 「1日」とは、午前9時から午後5時までをいう。
- 4 模写、模造又は熟覧の時間が1日に満たない場合の特別観覧料の額は、当該1日の特別観覧料の額とする。